

一般財団法人日本カイロプラクティック登録機構(JCR)

認定登録制度 細則

(更新申請)

第5条

更新申請を希望する認定登録者は、次の書類を提出しなければならない。

- 受講証明書（各認定プロバイダー又は団体発行のもの）
- 研修内容の概要（チラシ、プログラム、URL等）
- 演者、論文執筆者の場合は氏名が記載されている箇所の写し

(選択科目)

第8条

選択科目は、認定登録者の専門能力向上を目的とし、次の分野を含むものとする。

(1) カイロプラクティック学分野

- カイロプラクティック哲学・歴史
- 脊椎マニピュレーション学（テクニック含む）
- 神経筋骨格系の機能障害および評価
- カイロプラクティック臨床研究
- カイロプラクティック検査法（整形外科検査、神経学検査等）

(2) 臨床医学分野

- 整形外科学
- 神経学
- リハビリテーション医学
- スポーツ医学・アスレティックトレーニング
- 公衆衛生学
- 疼痛医学
- 画像診断学

(3) 基礎医学分野

- 解剖学
- 生理学・神経生理学
- 生体力学
- 病理学
- 臨床統計学・研究法（症例報告作成等）

(4) 専門職能・関連領域

- 医療倫理・インフォームドコンセント

- 医療コミュニケーション
- 安全性教育（リスク管理、禁忌、副作用対応）
- 業界法規（柔整・あはき、医療法、広告適正化等）
- 災害支援、救急対応
- 経営基礎（職能向上に資する範囲に限る）

（単位区分）

第9条

講義、研修、実技、学術活動等の単位換算は、次のとおりとする。

領域	項目	単位数
必須科目 (6単位以上)	広告法務倫理	3単位
	医療関連法規	3単位
選択科目 (20単位以上)	学術大会※1 参加	7単位
	学術大会※1 一般演題発表	5単位
	学会誌投稿※2	4単位
	カイロ関連セミナー※3 参加	7単位（複数日含む）
	カイロ関連セミナー※3 講師	8単位
	カイロ以外の臨床セミナー※4 参加	7単位（複数日含む）
	カイロ以外の臨床セミナー※4 講師	8単位
	海外のカイロプラクター免許更新※5 (指定単位取得)	20単位
合計		26単位以上

※1 医療関連学会、日本カイロプラクティック科学学会及び世界カイロプラクティック連合世界大会等

※2 医療関連学会誌ならびに日本カイロプラクティック学会雑誌等の学会誌

※3 カイロプラクティック学分野に関するセミナー

※3 セミナーシリーズの場合、セミナー各回を7単位として換算する。

※4 臨床医学、基礎医学ならびに専門職能・関連領域分野に関するセミナー

※5 法制化国又は州におけるカイロプラクター免許更新のために指定された単位の取得

※5 Active（臨床可能）な免許のみを対象とし、Inactive/Non-practice（臨床休業中）の免許は対象外とする。

(改正)

第 16 条

本細則の改廃は、理事会の決議をもって行う。

(細則)

第 17 条

本細則は規程の下位規程であり、本細則が規程に反する場合は規程を優先する。

附 則

本細則は、2026 年 3 月 11 日より実施する。